

融雪用季節契約小売選択約款

令和2年 7月 1日実施

登録番号 B0011

美唄ガス株式会社

融雪用季節契約小売選択約款

目 次

I 小売選択約款の目的及び適用	1
1. 目 的	1
2. この小売約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	1
II この小売約款の契約	2
5. 契約の締結	2
6. 他の小売選択約款との重複契約の締結	2
III 使用量の算定及び料金等	2
7. 使用量の算定	2
8. 料 金	2
9. 単位料金の調整	3
10. そ の 他	4
付 則	4
別 表	
料 金 表	4

I 小売選択約款の目的及び適用

1. 目的

融雪用季節契約小売選択約款（以下「この小売約款」といいます。）は、負荷調整を推進しつつ当社の製造供給設備の効率的利用を図り、以て合理的・経済的なガス需要の確立に資することを目的といたします。

2. この小売約款の変更

- (1) 当社は、この小売約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後のガス選択供給約款によるものとし、(3)及び(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1)に定めるこの小売約款の変更に関する異議がある場合は、この小売約款による契約を解約することができます。
- (3) この小売約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4)に定める場合を除きます。
 - ① 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この小売約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

この小売約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「融雪期間」とは、11月から4月までをいい、「その他期」とは5月から10月までをいいます。
- (2) 「融雪装置」とは、エネルギー源としてガスを使用する消費機器のうち、温水又は温風等を循環させ、主として融雪を行う方式の機器をいいます。
- (3) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (4) 「基本料金（税込）」「基準単位料金（税込）」とは、基本料金、基準単位料金それぞれの消費税等相当額を含んだ金額をいい、消費税法第63条の規定に基づき記載するものです。
- (5) 「基本料金（税抜）」「基準単位料金（税抜）」とは、基本料金、基準単位料金それぞれの消費税等相当額を含まない金額をいいます。
- (6) 「単位料金」とは、9に定める基準単位料金（税抜）又は調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

お客さまが、融雪装置を使用し、融雪装置のガスの使用量を算定する専用のガス

メーター（以下「融雪装置専用ガスメーター」といいます。）を設置する場合には、当社に対してこの小売約款の適用を申し込むことができます。

II この小売約款の契約

5. 契約の締結

(1) この小売約款を申し込む場合には、次により契約を致します。

- ① この小売約款の料金適用期間は、融雪期間とし、その他期の料金については、一般ガス小売供給約款（以下「一般小売約款」といいます。）の料金を適用いたします。
- ② 新たにガスの使用を開始した場合の契約期間は、料金適用開始の日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。
- ③ 契約種別を変更した場合の変更後の契約期間は、契約種別の変更の日の翌日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。ただし、変更前の契約がこの小売約款による場合は、変更前の契約期間は、契約種別の変更の日までといたします。
- ④ この小売約款の契約期間満了前に解約又は一般小売約款に定める料金への変更をしたお客さまが、再度同一需要場所でこの小売約款の契約の申し込みをする場合、その適用開始希望日が過去の契約の解約日又は契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、当社は、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約又は契約種別の変更の場合はこの限りではありません。
- ⑤ 契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、この契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。

(2) お客さまが希望する場合又は当社が必要とする場合は、ガスの需給に関する必要な事項について、契約書を作成いたします。この場合、この契約は、(1)にかかわらず、契約書作成時に成立いたします。

6. 他の小売選択約款との重複契約の締結

お客さまから同一需要場所において、その他期に料金が適用される他の小売選択約款との重複契約の申し出があった場合、5(1)にかかわらず、当社は他の小売選択約款とこの小売約款との重複契約を行う場合があります。但し、料金の適用期間が重複する小売選択約款との重複契約については、その申し込みを承諾できない場合があります。

III 使用量の算定及び料金等

7. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前月の検針日及び当該月の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。ただし、当該月の検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、当該月の検針日及び解約を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。

8. 料 金

(1) 当社は、料金の支払が、支払義務発生の日翌日から起算して20日以内（以下「早取期間」といいます。）に行われる料金（以下「早取料金」といいます。）には、この料金に消費税等相当額を加えた額を、また、早取期間経過後に支払いが行われる場合には、早取料金に3パーセント割り増しした料金（以

下「遅取料金」といいます。)に消費税等相当額を加えた額を支払っていただきます。なお、早取期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早取期間を延伸いたします。

- (2) 当社は、料金算定期間の末日が融雪期間に属する場合(11月分(10月検針日の翌日から11月検針日まで)から5月分(4月検針日の翌日から5月検針日まで)の期間)には、この小売約款に定める別表の料金表(料金表の基本料金(税抜)、基準単位料金(税抜)又は9の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。)を適用して、早取料金又は遅取料金を算定します。
- 但し、降雪がない等の気象条件によって融雪装置が未稼働となり、使用量が認められない場合には、料金を算定いたしません。
- (3) 試運転等により(2)に規定する適用期間外に使用量が発生した場合には、一般小売約款に定める料金表を適用して、早取料金又は遅取料金を算定いたします。
- (4) 当社は、6の規定により別の小売選択約款の契約を締結した場合、(2)の規定にかかわらず、その他期の料金については、別の小売選択約款に定める料金表を適用して早取料金又は遅取料金を算定いたします。

9. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の料金表の基準単位料金(税抜)に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金(税抜)に替えてその調整単位料金を適用して早取料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表の1(2)のとおりといたします。

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金(0.1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金(税抜)} + 0.022 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金(0.1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金(税抜)} - 0.022 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円}$$

(備考)

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てといたします。

- (2) (1)に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格(トン当たり)

65,250円

② 平均原料価格(トン当たり)

別表の2(2)に定められたCP・MB合成指標により算定したトン当たりプロパンの平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)といたします。

(備考)

トン当たりプロパン平均価格は、当社のサービスセンターに掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

10. その他

その他の事項については、一般ガス小売供給約款を適用いたします。

付

則

1. 実施の期日

この小売約款は、令和2年7月1日から実施いたします。

2. この小売約款の揭示

当社は、この小売約款を、営業所等のほか、当社ホームページにおいて揭示いたします。この小売約款を変更する場合も同様とし、変更実施日の10日前までに、この小売約款を変更する旨、変更後のガス小売選択約款の内容及びその効力発生時期を周知します。

【別 表】

料 金 表

1. 適 用

料金算定期間の末日が融雪期間に属する料金について適用いたします。

2. 早収料金の算定方法

(1) 早収料金は、基本料金（税抜）と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金（税抜）又は9の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(2) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。料金算定期間の末日が属する月の早収料金の算定にあたっては、料金算定期間の末日が属する月を当月とし、(3)の算式による平均原料価格（CP・MB合成指標）に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(3) 当月の平均原料価格（CP・MB合成指標）＝

$$\frac{(\text{前々月CP} + \text{前々々月CP})}{2} \times \text{前々月TTS} \times 70\% + (\text{前々月MB} + \text{MB調達経費}) \times \text{前々月TTS} \times 30\% + \text{フレート等LPG調達経費}$$

(備考)

- ・ CP価格・サウジアラビアの国営石油会社サウジアラムコ社が、原油価格動向の他に、サウジおよび他産ガス国のスポット入札価格を総合判断して決められた指標価格、単位はドル/トン
- ・ MB価格・米国テキサス州モントベルビュー市場で取引されているシェールガス由来のLPGの価格、米国のLPガスの指標価格、単位はドル/トン
- ・ MB調達経費・米国産LPガスを日本へ輸入する際に発生するコスト、単位はドル/トン
- ・ TTS・米ドル為替レート（1日～末日の平均レート。単位は円/ドル）
- ・ フレート等LPG調達経費・LPGの輸入及び国内運送に係る経費で、メーカーのサーチャージ単価等、単位は円/トン

3. 料金表

(1) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	1, 980. 00 円 (税込)
	1, 800. 00 円 (税抜)

(2) 基準単位料金

0. 1 立方メートルにつき	33. 6490 円 (税込)
	30. 5900 円 (税抜)

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金(税抜)をもとに9の規定により算定した0. 1立方メートル当たりの単位料金といたします。